

「いじめ防止基本方針」

平成30年2月1日改定



千葉県立松戸六実高等学校

「いじめ防止基本方針」（改定）

○はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットに関連した新たないじめ問題も発生し、いじめはますます複雑化、潜在化している。

こうした中、全ての教職員がいじめという行為や、いじめ問題に取り組む基本姿勢を十分に理解し、教職員が一丸となり、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、教職員一人ひとりが、学校において定期的な課題解決に資する研修を受け、いじめ早期発見の手だてや、いじめが起きた場合の対応のポイント等を十分理解するとともに、教職員、生徒、保護者から幅広く意見を聴取して、学校におけるいじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」等、いじめ防止対策推進法の遵守と対応のため、「いじめ防止基本方針」をここに作成した。

教職員一人ひとりがこの方針を基に、校訓である「誠実」の心を生徒とともに育むことにより、すべての生徒が、明るく伸びやかに、充実した学校生活を送れるよう教育環境の充実に努めるものである。

○もくじ

第1部 教職員マニュアル

Ⅰ いじめ問題に関する基本的な考え方・・・1

1. いじめとは
2. いじめの基本認識

Ⅱ 未然防止・・・4

1. 生徒や学級の様子を知るためには
2. 互いを認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
3. 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
4. 保護者や地域への働きかけ

Ⅲ 早期発見・・・6

1. 教職員がいじめに気づく力を高めるには
2. いじめ発見のきっかけ
3. いじめ相談・通報窓口
4. いじめの態様
5. いじめが見えにくいのは
6. 早期発見のための手だて
7. 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

Ⅳ 早期対応・・・9

1. いじめ対応の基本的な流れ
2. いじめ発見時の緊急対応
3. いじめが起きた場合の対応
4. 迅速に対応するためには

Ⅴ ネット上のいじめへの対応・・・12

1. ネット上のいじめとは
2. 未然防止のためには
3. 早期発見・早期対応のためには

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が連携して、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、「いじめ防止対策推進法」を遵守するとともに、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1. いじめとは

〔いじめの定義〕

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第一章総則より】

《参考》

いじめの定義については条例第2条により法と同様の定義がなされている。また「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日改定。以下「国基本方針」という。）によって以下のように記載されている。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に適切に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめはどの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

1. 生徒や学級の様子を知るためには

①教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の詳細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

②実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する生徒たちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2. 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取り組みが大切である。

生徒達は、周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒達に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

①生徒たちのまなざしと信頼

生徒たちは、教職員の一举手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②心の通い合う教職員の協力協働態勢

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員の不適切な発言（差別発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する。そのためにも、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒達と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開（生徒一人ひとりに「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与える等の取り組み）をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒達を成長させる。また、教職員の生徒たちへの温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感に繋がり、生徒達は大きく変化するものである。集会やホームルームなどを通して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」雰囲気を学校全体で醸成してゆかなければならない。

3. 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や、思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

①人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒達が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。いじめに限らず、暴力・暴言などを校内外から生徒たちが排除して行くように指導を展開してゆかなければならない。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。「命を大切にするキャンペーン」・「いじめゼロ宣言」などで、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取り組みを支援し、『話す勇気』・『止める勇気』の醸成を図らなければならない。

生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省みて、いじめの抑止に繋がると考えられる。道徳の授業では、生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4. 保護者や地域への働きかけ

保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う事も大切である。

〈実践例1〉授業参観等

- ・授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- ・LHR・総合等で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ・LHR・総合等で、いじめについてクラスで考えるにあたり、事前に保護者にインタビューする課題を出す。

.....

(例)「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見をお聞かせください。

〈実践例2〉学級通信・学年通信

- ・いじめへの取り組みについて学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

.....

(例1)【標語募集】

学校では、生徒会が中心となり、標語の「STOPいじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

(例2)【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期に解決することに繋がる。早期発見のためには、日頃からの教職員と生徒の信頼関係が大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1. 教職員のいじめに気づく力を高めるには

①生徒の立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が必要である。

また、過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する要因となっていることも理解しなければならない。

②生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、言葉の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2. いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけ

学級担任が発見	6.4%
担任以外の教職員が発見	3.4%
養護教諭が発見	0.8%
スクールカウンセラー等が発見	0.3%
アンケート調査等、学校の取り組みで発見	54.5%
本人からの訴え	21.0%
本人の保護者からの訴え	6.9%
他の児童生徒からの情報	4.6%

平成 28 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

〔調査結果〕

- ・小中学校と比較して、担任による発見がほぼ半分の割合となっている。
- ・本人からの訴えによる発見が増加し、アンケート調査に次いでいる。

〔調査結果から見えるポイント〕

- ・高等学校では、担任以外の教職員の発見が多くなることから、教職員の情報共有の在り方が重要となる。また、本人からの訴えも増加していることから、訴えがあったときの対応も重要になる。
- ・保護者からの訴え等、割合の少ない訴えがあった場合は、いじめが相当深刻な状況で進行していると考えられるので、迅速かつ性格に対応する必要がある。

3. いじめ相談・通報窓口

いじめの早期発見のためにも、学校内外の「いじめ相談・通報窓口」を生徒・保護者に明視する必要がある。

校内：教育相談室 保健室 セクハラ防止委員	校外：子ども・家庭110番 TEL 043-252-1152	子どもの人権110番 TEL 0120-007-110
-----------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

4. いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分 類 》

《 抵触する可能性のある刑罰法規》

ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	⇒脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずれ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする	⇒暴行
エ	ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	⇒暴行、傷害
オ	金品をたかられる	⇒恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	⇒窃盗、器物破損
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	⇒強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	⇒名誉毀損、侮辱

5. いじめが見えにくいのは

- ・いじめは大人の見えないところで行われている
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい携帯で行われている。《時間と場所》
②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》
- ・いじめられている本人からの訴えは少ない
いじめられている生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたら仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。
- ・ネット上のいじめは最も見えにくい
ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても見ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡するよう依頼しておく必要がある。

6. 早期発見のための手だて

〔日々の観察〕～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。「生徒のいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

〔観察の視点〕～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

〔日記の活用〕～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

〔教育相談（学校カウンセリング）〕～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等，生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは，教職員と生徒たちの信頼関係の上で形成されるものである。

また，定期的な教育相談期間を設けて，生徒を対象とした教育相談を実施する，相談体制を整備することが必要である。年間を通して複数回の教育相談期間を，全生徒を対象に設定するとともに，柏地域若者サポートステーションのカウンセラーによる巡回相談体制と，生徒の相談窓口を維持していく。

〔いじめ実態調査アンケート〕～アンケートは，実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することとする。原則として，学期途中で1回以上はアンケートを実施する。いじめられている生徒にとっては，その場で記入することが難しい状況も考えられるので，実施方法については，記名，無記名，持ち帰り等，状況に応じて配慮し実施する。また，アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

7. 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒が教職員や保護者へいじめについて相談することは，非常に勇気が必要な行為である。いじめている側から「チクった」と言われて，いじめの対象になったり，さらにいじめが助長される可能性がある事を教職員が認識し，その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては，教職員への不信感を生み，その後に情報が入らなくなり，いじめが潜在化することが考えられる。

①本人からの訴えには

- ・心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という，教職員の姿勢を伝えるとともに，実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えなければならない。保健室や教育相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し，担任やカウンセラーを中心に，本人の心のケアに努めるとともに，具体的に心身の安全を保証する。

- ・事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で，疑いを持つことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり，状況の聴取だけにならないように注意する。

②周りの生徒からの訴えには

- ・いじめを訴えたことにより，その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため，他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し，訴えを真摯に受け止める。
- ・「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え，情報の発信源は絶対に明かさないと伝える，安心感を与える。

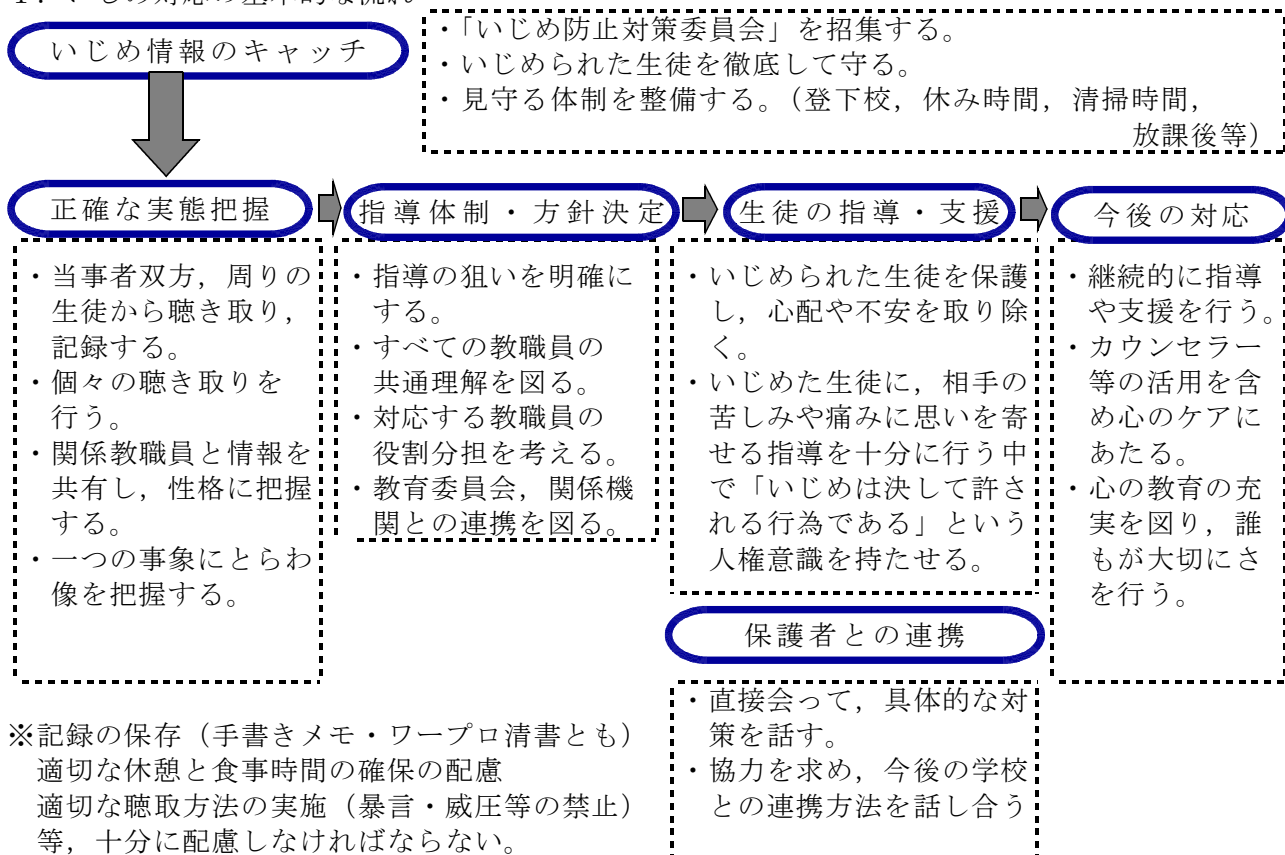
③保護者からの訴えには

- ・保護者がいじめに気付いたときに，即座に学校へ連絡できるよう，日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- ・問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ，保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から生徒の良いところや気になる場所等，学校の様子について連絡しておくことが必要である。
- ・生徒の苦手なところや出来ていない点を一方的に指摘されると，保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する事が重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1. いじめ対応の基本的な流れ



2. いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなくてはならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ防止対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う事が必要である。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

※記録の保存（手書きメモ・ワープロ清書とも）、適切な休憩と食事時間の確保の配慮、適切な聴取方法の実施（暴言・威圧等の禁止）に十分に配慮しなければならない。

〔把握すべき情報例〕

- ・誰が誰をいじめているのか？・・・【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか？・・・【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・【内容】
- ・いじめのきっかけは？・・・【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

【要注意】
生徒の個人情報
は、その取扱い
に十分に注意

3. いじめが起きた場合の対応

①いじめられた生徒に対して

生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受けとめる。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

いじめを訴えた保護者から
不信感を持たれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

②いじめた生徒に対して

生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなどの一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・被害者や情報を提供した周囲の生徒に対して物理的・精神的圧力をかけることのないよう、自分の行為に対する認識を深めさせるとともに、一定の教育的配慮のもとに、仮にそのような行為があった場合には毅然とした対応を行うことを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素からの連携がないため、
保護者から発せられた言葉



- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周囲の生徒たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず，学級及び学年，学校全体の問題として考え，いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を，学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為も，いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは，正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や，体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い，自分たちの問題として意識させる。

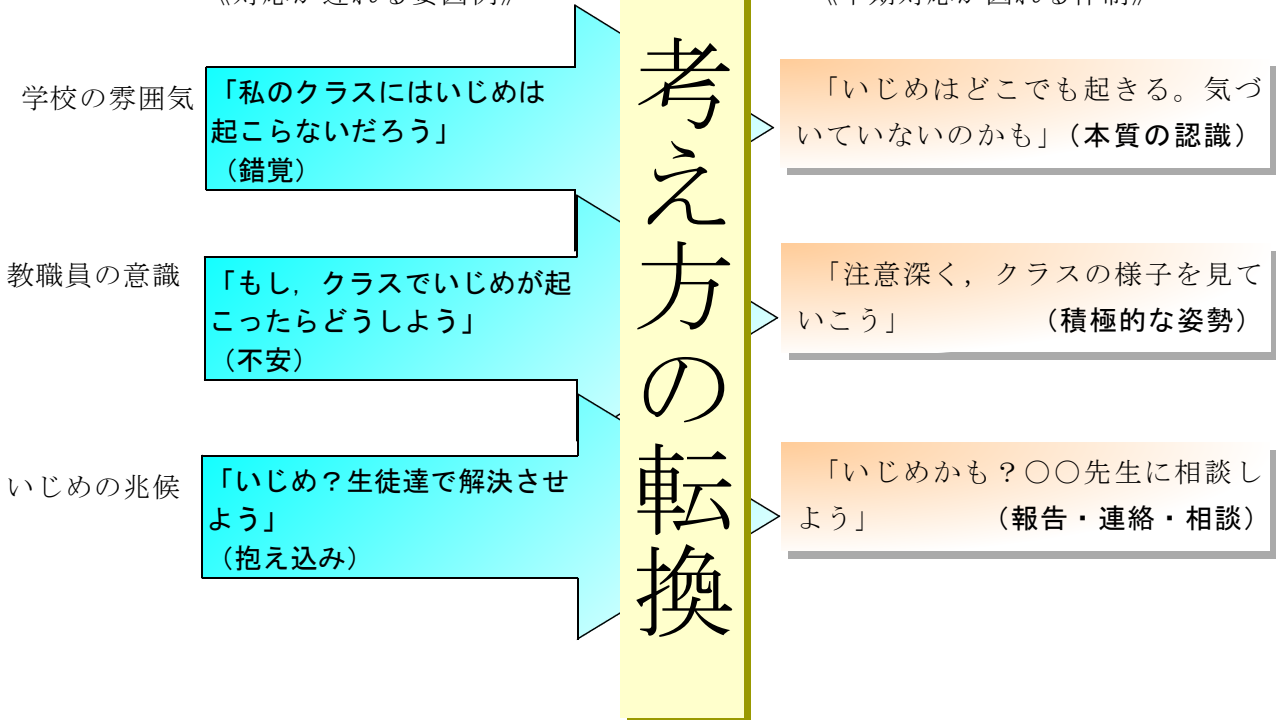
④継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも，引き続き十分な観察を行い，折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはいけない。
- ・教育相談，日記，手紙などで積極的にかかわり，その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ，褒める，認める等，積極的にかかわり，自身を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒，いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関活用を含め，心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として，事例を検証し，再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し，実践計画を立て，いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

4. 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り，より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。

《対応が遅れる要因例》



V ネット上のいじめへの対応

教職員、インターネットの特性及び危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて、最新動向を把握し、情報モラルや情報リテラシーに関する指導力の向上に努める必要がある。

また、未然防止には、生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等について、保護者と連携した取組を行う必要があり、早期発見には、メールを見た時の表情の変化や、携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないようにする。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

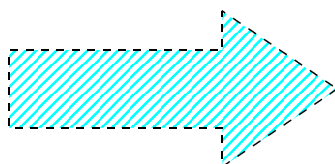
1. ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や、誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込んだり、LINE やメールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

《トラブルの事例》子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに、調査することも必要である。

ネット上のいじめ

- ・メールでのいじめ
- ・ブログでのいじめ
- ・LINEでのいじめ
- ・ツイッターでのいじめ

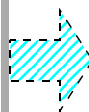


特殊性による危険

◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲の皆が誹謗中傷していると思う等、心理的ダメージが大きい。

□ SNS から生じたいじめ

A 君が友人数人に限定した SNS だからと安心して、B 君の悪口を書き込んだ。それを C 君がコピーして他の掲示板に書き込み、B 君が知った。その後、その掲示板には A 君の誹謗中傷が大量に書き込まれた。



◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易に出来ることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合に、位置情報により自宅等が特定される等、個人情報が流出する危険性がある。

□ 動画共有サイトでのいじめ

A 君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子はスマートフォンでも撮影されて、YouTube に投稿された。



◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2. 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出する等のスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっている認識を持つこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒達に深刻な影響を与えることを認識する。

〈早期発見の観点から〉

- ・家庭では、メールやLINEを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば率直に問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

情報モラルを指導する際、生徒達に理解させるポイント

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・インターネットの特殊性による危険や、生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪に繋がる可能性があること。

3. 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除の対応等、具体的な対応方法を、生徒及び保護者に助言する必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

〈インターネット上のトラブルで困ったときの相談窓口〉

相談窓口

- ・違法・有害情報相談センター
(業務委託元：総務省)
- ・迷惑メール相談センター
(業務委託元：総務省)
- ・インターネット・ホットラインセンター
(業務委託元：警察庁)
- ・セーフライン
(一般社団法人セーフラインインターネット協会)
- ・インターネット安全・安心相談
(警察庁)

対応内容・連絡先(ホームページアドレス)

- 違法・有害情報に関する相談窓口(登録要)
<http://www.ihaho.jp/>
- 迷惑メールを受信したときの相談窓口
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>
- 違法・有害情報の通報受付窓口
<http://www.internethotline.jp/>
- 違法・有害情報の通報窓口
<http://www.safe-line.jp/>
- トラブルの解決支援ガイド(個別相談なし)
<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

〈指導のポイント〉

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為ではないこと。
- ・ 匿名で書き込みが出来るが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

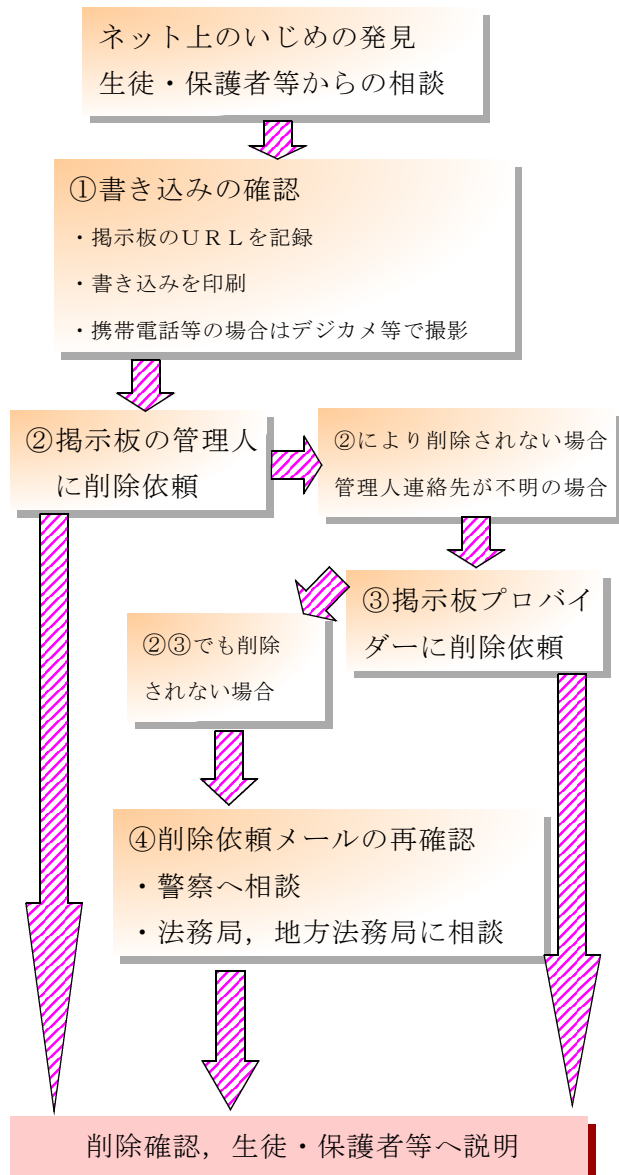
自画撮り被害への対応は

自画撮り被害とは、だまされたり、かされたりして自分の裸体を撮影させられた、メール等で送られる被害のことで、警察庁によれば平成24年度以降、増加傾向にある。

〈指導のポイント〉

- ・ 「自分の裸を撮影しない・撮影させない」よう注意喚起を続ける。
- ・ 友人の裸の写真をスマートフォンに保存した場合も、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されてしまう恐れがあること。

書き込み等の削除の手順（参考）



※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取り組みが必要である。

※情報通信機器の進歩により、新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払う必要がある。

第2部 組織対応マニュアル

○もくじ	
I いじめ問題に取り組む体制の整備	16
1. いじめ防止対策委員会の設置について	
《いじめ防止対策委員会》	
2. 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について	
《年間指導計画案》	
II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	
(学校全体の取り組みの流れ)	18
・発見 ・情報収集 ・事実確認 ・方針決定	
・対応 ・経過観察	
《生命又は身体の安全がおびやかされるような 重大な事案が発生した場合》	
III 県教育委員会，警察，地域等の関係機関との連携	19
1. 県教育委員会との連携について	
2. 特別指導・懲戒措置について	
3. 警察との連携について	
IV 教職員の研修の充実	20
V 附則	20

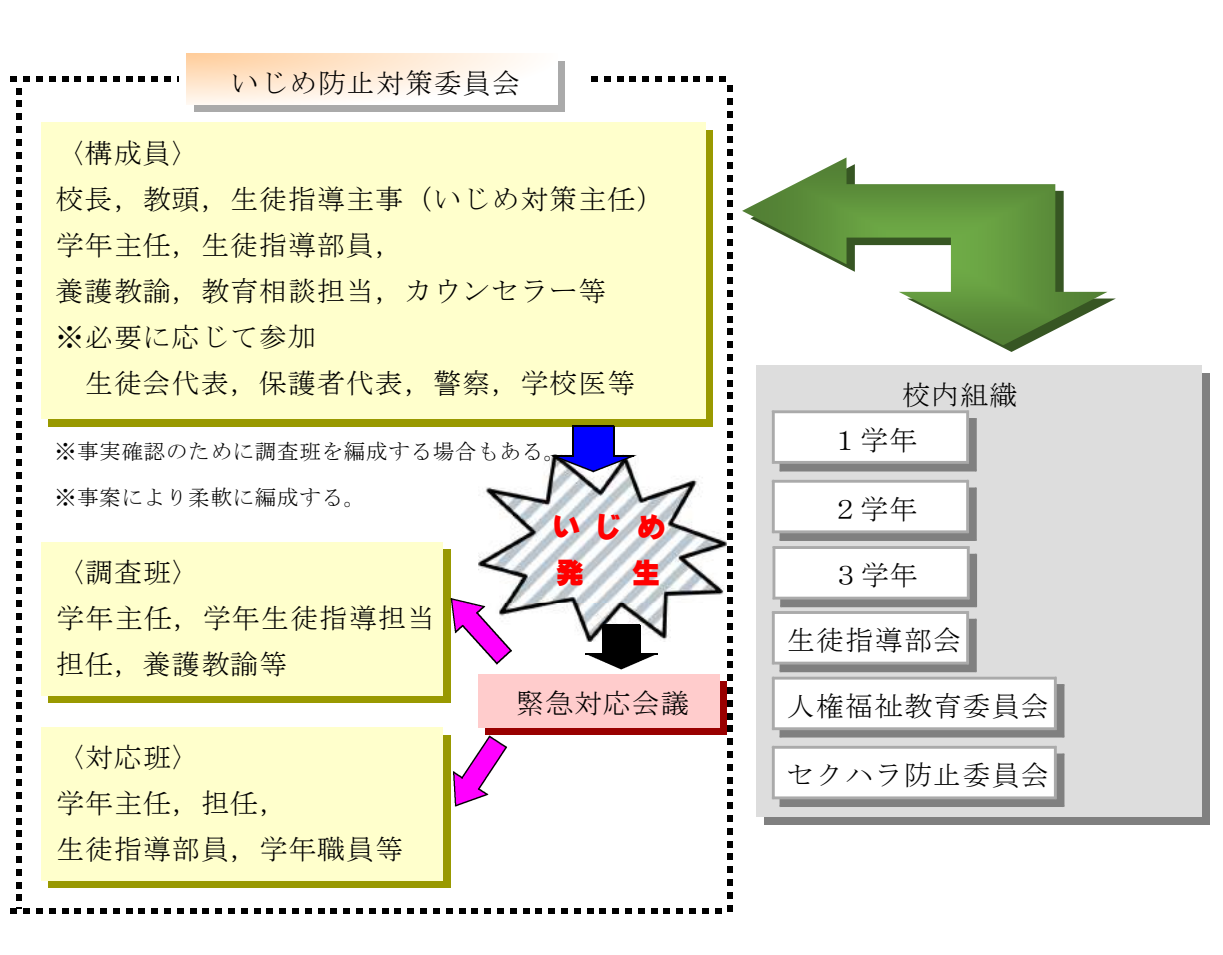
I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

1. いじめ防止対策委員会の設置について

- いじめ防止対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事（いじめ対策主任）、学年主任、生徒指導部員を中心メンバーとし、養護教諭、教育相談担当、カウンセラー等（柏地域若者サポートステーションと連携）を随時メンバーとして参加を求めて設置・運営する。なお、メンバーは実態と必要に応じて柔軟に対応する。
- いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化して対応する役割を持つ。

《いじめ防止対策委員会組織図》



※定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や、事案に応じての対応については、職員会議において報告し、周知徹底を図る。

2. 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- ・いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組まなければならない。そのために年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立案し、学校全体でいじめ問題の取り組むこととする。
- ・計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することとする。

《年間指導計画案》

	4月	5月	6月	7月	8月		
職員会議等	←----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->						
	いじめ防止対策委員会 ・年間指導方針 ・指導計画等	保護者会による 保護者啓発活動					
防止対策	いじめ 実態把握調査 各学年人権HR	学級・学年づくり 人間関係づくり	保護者面談				
早期発見			いじめ アンケート 教育相談強化期間				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	←----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->						
	いじめ防止対策委員会 ・情報共有 ・2, 3学期の計画	【教員研修会】		学校評価 アンケート	いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討		学校評価
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり 学年集会						新入生 事前指導
早期発見	保護者面談		いじめ アンケート 教育相談強化期間			いじめ アンケート 教育相談強化期間	

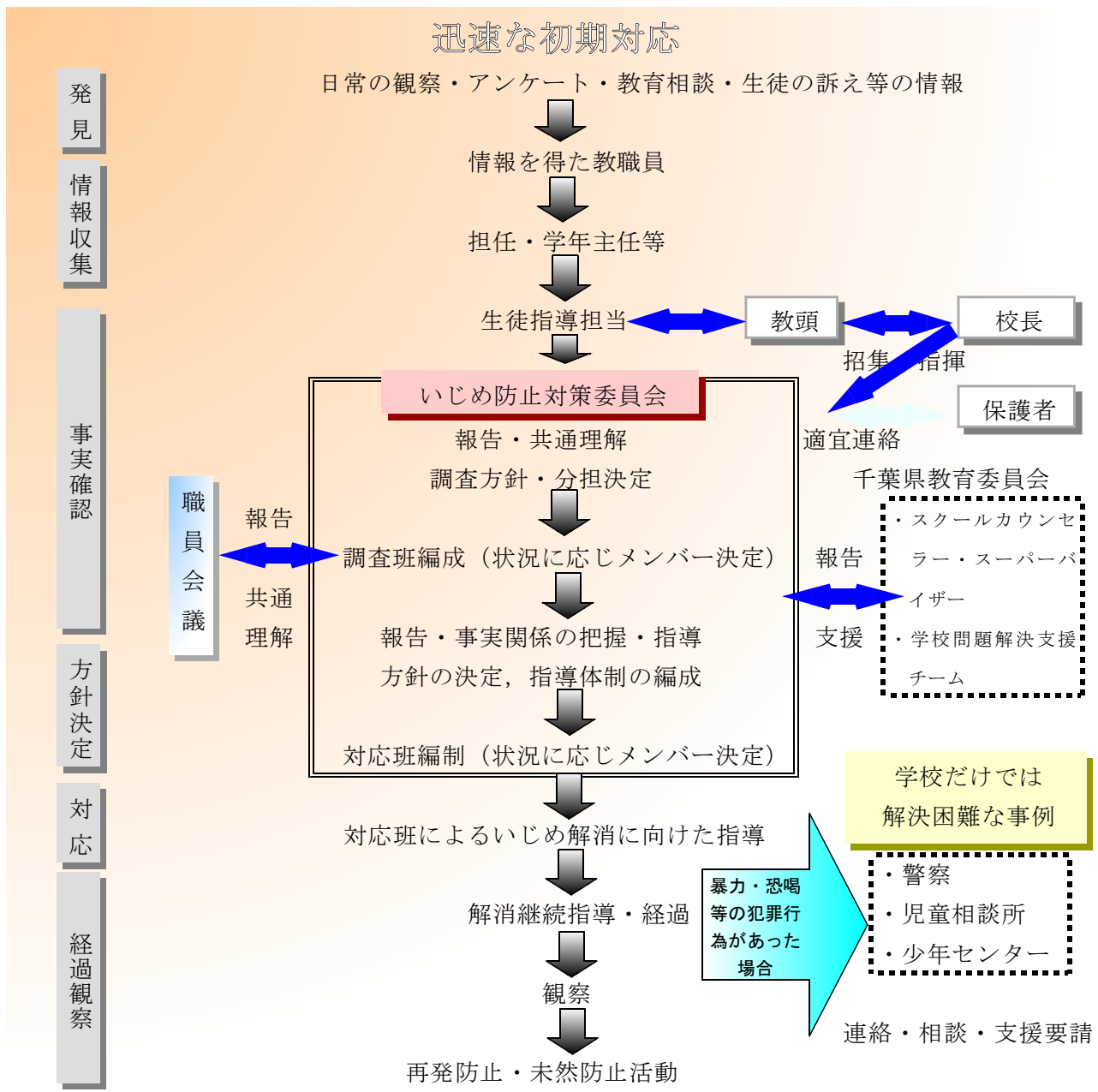
[指導体制の留意点]

- ①いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(道徳教育、人権教育、体験学習、特別活動)の組織的に取り組む。
- ②いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図らなければならない。
- ③いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応して行かなくてはならない。
- ④いじめアンケートを実施する際には、インターネットを通じたいじめについての項目を設けなければならない。

II いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取り組みの流れ）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。

そういった状況を避けるためにも、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催にし、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

《生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合》

- ・速やかに県教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明するの是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

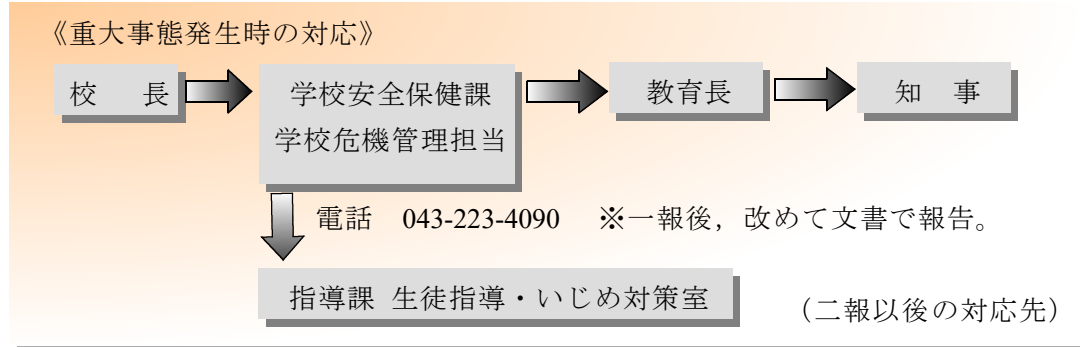
Ⅲ 県教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、県教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など、いわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1. 県教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに県教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。



2. 特別指導、懲戒措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や、教育相談を粘り強く行う必要がある。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合については、いじめ防止対策委員会と生徒指導部が連携し、特別指導や懲戒措置を校長の判断で検討する必要がある。特別指導は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている指導である。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守り抜くために、必要があればいじめた生徒に対して、懲戒措置等、弾力的に対応することも想定される。

保護者から、他の学校に変更したいという旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、生徒の将来を見据えた指導を行う。

学校教育法第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を与えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第26条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

②懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

③前項の退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の覚悟のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

3. 警察のと連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的に、又は必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、文部科学省が平成 24 年 11 月 2 日に通知した「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」を参考に、早期に所轄である松戸東警察署や東葛地区少年センターに相談し、連携して対応することが必要であり、警察署に配置されているスクールサポーターの学校訪問や校内巡回を求めるなど、積極的な受入れを検討することが必要である。

特に、生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。また、日頃から生徒・保護者に対しては、どのような事が犯罪と見なされるのか周知を図る必要がある。

松戸東警察署

〒 270-0023 松戸市八ヶ崎 4-51-9

電話 047-349-0110

東葛地区少年センター

柏市柏 5 丁目 8 番 32 号 柏市役所本庁舎第 2 分室 2 階

電話 04-7162-7867

IV 教職員の研修の充実

本校において、このマニュアル等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人ひとりに様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内で OJT が円滑に実施されるように、指導体制に配慮する必要がある。

〈カウンセリング・マインド研修〉

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした教育相談研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等、研修内容は多岐にわたる。

〈OJT(On-the-Job Training)〉

先輩が後輩に対して具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

V 附則

1. この「学校いじめ防止基本方針」は、本校のホームページに掲載し、生徒・保護者・地域の方に周知することとする。
2. この「学校いじめ防止基本方針」は、学校評価アンケートを含む毎年度のチェックを行い、必要に応じて見直すこととする。
3. この「学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
4. この「学校いじめ防止基本方針」は、国のいじめ防止基本方針及び県のいじめ防止基本方針の改定に伴い、平成 30 年 2 月 1 日付けで、内容を点検し、加筆修正を加えたものである。